

いては、製造者に引き渡す必要があると解釈してよいか。

答594 そのとおりである。(平成13.1.30本県聴取)

(腐食・破損したのもリサイクルの対象)

問595 腐食・破損したものの、テレビのブラウン管を破壊したり外したりした場合どうなるのか。

答595 そのような行為をあえて行うことはやめていただきたい。

(理由)

- ・腐食や破損があってもリサイクル対象である。指定引取場所では、腐食・破損があっても引取るため、販売店はこのようなものも有料引取りする。
- ・しかし、機器の原形をとどめないほどに破壊・欠損された場合は、リサイクルすることができないため指定引取場所で拒否されるので、販売店はこのようなものを断ることがある。(平13.2S市家電リサイクルQ&A)

(不法投棄された特定家庭用機器の場合)

問596 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物のうち「著しく破損・腐食しているもの」は対象機器から除いてもよいとされているが、その判断は不法投棄された土地の管理者が各自判断してよいのか。

答596 実際に回収を行う地方公共団体の判断による。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

第6節 料金

(消費者のリサイクル料金の負担の理由)

問597 排出者(消費者及び事業者)が料金をなぜ支払わなければならないのか。

答597 この法律は、排出時に料金を支払うことを基本としているが、法制定時にも引取り・リサイクルに係る費用を製品購入時に価格に上乗せする方法が適切ではないかという意見があった。しかしながら、家電製品をはじめとする特定家庭用機器は耐久消費財の性格を有し、製品の購入から廃棄まで10年以上の長期間に及ぶものである。もし、製品購入時の価格に上乗せする方法を採った場合、以下のような問題がある。

- ①製品購入時には廃棄時点での実際にかかる費用を予測することは困難であり、廃棄時点において引取り・リサイクルに係る費用が、上乗せされた額より高い(又は低い)ことがあること。
- ②製品購入から廃棄までの間に製造業者等が倒産した場合、排出者は製品購入時に引取り・リサイクルに係る費用を支払っているにもかかわらず、再度支払わなければならないこと。
- ③この法律では法の制定時より前に製造・販売され、既に家庭等で使用されている機械器具も対象とするが、このような機械器具には引取り・リサイクルに係る費用が上乗せされていないこと。

このため、この法律では、特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする者が排出す

る時点で必要となる料金を支払うこととしている。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(料金の請求)

問598 この法律での料金とは何か。

答598 この法律での料金は、小売業者が特定家庭用機器廃棄物を引取る際に請求する特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に関する料金(収集運搬料金)、製造業者等が引取り及び再商品化等に必要となる行為の実施に関し請求する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為に関する料金(再商品化等料金)がある。

料金の請求方法は、

- ①小売業者が排出者から引取る際に、収集運搬料金と再商品化等料金をあわせて請求する場合
- ②再商品化等料金はあらかじめ排出者が製造業者等に支払い、小売業者は排出者から引き取る際に収集運搬料金のみを請求する場合がある。

(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(料金の公表等)

問599 消費者は料金をあらかじめ知ることができるのか。

答599 この法律では、料金を請求する小売業者、製造業者等は、あらかじめ料金を公表しなければならないこととなっている。

小売業者は、収集運搬料金を店頭掲示などにより公表しなければならないとともに、特定家庭用機器を使用している者や特定家庭用機器を廃棄しようとしている者から料金に関する照会を受けた場合は、収集運搬料金と製造業者等が設定する再商品化等料金を回答しなければならない。

製造業者等は、再商品化等料金を官報掲載などにより公表しなければならない。また、小売業者に再商品化等料金の回答義務を課せられていることから、小売業者に周知徹底する必要がある。

したがって、消費者は、自分が使用している特定家庭用機器の収集運搬料金、再商品化等料金を知りたいときには、小売業者に電話等で照会をすれば知ることができる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(収集運搬料金とは)

問600 収集運搬料金とは。

答600 収集運搬料金とは、その廃家電を、排出者宅からメーカー指定引取場所まで販売店に収集運搬してもらうための料金である。

この料金は、それぞれの販売店が設定し、店頭などに掲示するものである。(平13.2S市家電リサイクルQ & A)

(収集運搬料金の設定)

問601 収集運搬料金はどのように決めているのか。

答601 収集運搬料金は、「適正な原価を勘案して定めること」となっている。(法第13条第2項)

排出者宅から指定引取場所まで収集運搬するための料金だが、小売業者が自ら行うか、許可業者に委託して行うこととなり、料金設定が小売業者毎に異なる。

小売業者が、合理的な算定で料金設定や料金区分(品目、大きさ、距離など)を

決めることになる。(平13.2S市家電リサイクルQ & A)

(買換え時の収集運搬料金の設定)

問602 買換えの時は、同じ車で引取るから、収集運搬料は無料か？

答602 収集運搬料は、排出者宅からメーカー指定引取場所まで運ぶ料金である。

買換えであっても、搬出作業経費・異なる経路の運搬経費がかかることになる。

販売店では料金体系を設定する際に、「買換え」と「買換え以外の引取り」とで異なる料金を設定するか、同一にするか、特に規制はない。(平13.2S市家電リサイクルQ & A)

(リサイクル料金とは)

問603 リサイクル料金とは。

答603 リサイクル料金とは、その廃家電をメーカーにリサイクル処理してもらうために支払う。

この料金は、各メーカーが設定する。

大手メーカーで、一律料金(下記)が公表された。

品目	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	エアコン
料金(税別)	2,700円	4,600円	2,400円	3,500円

大手以外のメーカーも公表している。(大手メーカー料金と同等又は異なる)

なお、メーカーが既に倒産したりなどして存在しない場合は、国の指定法人である(財)家電製品協会がリサイクル処理するので、その料金を公表している。(平13.2S市家電リサイクルQ & A)

(リサイクル料金の設定)

問604 リサイクル料金とはどのように決めているのか。

答604 リサイクル料金は、「リサイクルに必要な適正な原価を上回らないこと」が法で定められている。(法第20条第2項)

内訳としては、リサイクル工場での分解・選別などの処理に係る物件費・人件費・運営費や、指定引取場所からリサイクル工場までの搬送費がある。

発表されたリサイクル料金はコストそのものであり、この内訳等については公表する予定はされていないものである。

リサイクル料金は、平成12年9月に大手メーカーが相次いで公表し、4品目別の料金とされているが、これら大手メーカーでは結果的に同じ料金となっている。

また、大手以外のメーカーも順次3月末までに公表することになるが、12月にその一部が公表された。

なお、既に倒産などにより存在しないメーカーの製品は指定法人である(財)家電製品協会が再商品化を行うので、この料金も公表された。(平13.2S市家電リサイクルQ & A)

(料金の支払い方法)

問605 料金はどうやって払うのか。

答605 【一般的支払い=販売店一括支払い】

・収集運搬料金とリサイクル料金は、販売店にまとめて支払う。

- ・なお、販売店によって徴収の方法（現金／カード、商品購入時支払い／引取り時支払い）が異なるので、依頼する販売店に相談する。

【例外】

- ・収集運搬料金とリサイクル料金のうち、リサイクル料金は郵便局で支払うことができる。この際、家電リサイクル券を購入することをもって支払ったこととされる。
- ・販売店によっては家電リサイクル券を取扱わない場合があり、「リサイクル料金は郵便局で支払う（郵便局でリサイクル券を購入する）」ことを指定されることがある。
- ・また、排出者が自らメーカー指定引取場所に直接搬入する場合は、郵便局で購入した家電リサイクル券を持参することが必要である。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

（支払い方法・家電リサイクル券）

問606 支払い方法は、また家電リサイクル券とは。

答606 【支払い方法】

<p>① 基本</p> <p>「引取依頼先が『家電リサイクル券』を取扱っている」 ※販売店は一般的に扱うことになる。</p>	<p>販売店が引取る際に、2つの料金をまとめて支払う。支払手段は、その販売店と相談する。</p> <p>《例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新品の購入代金に合わせて、2つの料金を同時に支払っておく。 ・廃家電を引き取りに来た際に、販売店（又は販売店が委託した「運搬業者」）に、2つの料金を現金などで支払う。 <p>《家電リサイクル券（料金販売店回収方法）》 排出者は「リサイクル料金」を支払い、販売店が家電リサイクル券を発行する。※ 排出者はその複写（支払った証書になる）を受取る。 ※この券は「推奨方式」であり、取扱うためにはRKC◆に入会登録する必要がある（券に予め店名などが印字される）。 小規模販売店の場合など、この券を取り扱わないケースがある。その場合は、排出者が②により券を準備することになる。</p>
<p>② 例外</p> <p>「引取依頼先が『家電リサイクル券』を取扱っていない」 《例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定引取場所に自己搬入する場 	<p>『リサイクル料金』を予め郵便振込みし、券を取得する。 これを支払証書券管理票として、依頼者へ示す必要がある。</p> <p>《家電リサイクル券（料金郵便局回収方式）》 郵便局※に専用の振込用紙付券が備えられる。 これに、必要事項（製品の「メーカー名」</p>

<p>合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RKCと契約していない店（小規模、リサイクルショップなど） ・事業者が販売店に依頼せず産廃業者に依頼する場合。 	<p>を記入しなければならないので、事前に排出するものを確認してから行くことになる。）を記入し、リサイクル料金を製造業者側（代行者：RKC◆）に振込み、そのリサイクル券を引取依頼先に渡す。</p> <p>なお、1台について1枚（振込手数料70円を負担）記載のうえ振込むことになる。</p> <p>※全ての郵便局で扱う（簡易郵便局も）。コンビニでは取扱されない。</p>
---	--

【家電リサイクル券】

家電リサイクル券は、管理伝票としての性格を持っている。

排出者は、①では販売店が、②では指定引取場所側が、家電リサイクル券の複写部分に、受領印などを押して、排出者に交付する（返す）。

【RKC（アールケーシー）＝家電リサイクル券センター】

家電リサイクル法に基づき小売業者・製造業者の業務の管理運用を効率的に支援するためのシステムが、「家電リサイクル券システム」である。

このシステムは、券の発行、情報管理、リサイクル料金の回収（リサイクル料金は一括してRKCに振込まれ、RKCから各メーカーに支払われる。）などの運用がなされる。

これを行う機関がRKC（家電リサイクル券センター）（母体：財団法人家電製品協会）である。（平13.2S市家電リサイクルの手引き）

（料金が支払えない場合）

問607 料金が払えない場合はどうなるのか。

答607 この法律では、排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出するときに料金を支払うことを基本としており、あらかじめ公表されている料金について、小売業者又は製造業者等の料金請求に応じていただくことになる。

料金が支払われない場合、特定家庭用機器廃棄物が引取られないことがある。（平11.10.7厚生省 法Q&A）

（料金の公表等、料金に対する勧告等）

問608 不当に高い料金を請求されることにはならないのか。

答608 小売業者の収集運搬料金、製造業者等の再商品化等料金については、あらかじめ公表しなければならないとともに、料金の設定に当たってこの法律では、

①特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定めなければならない（収集運搬料金）。

②特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要の行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない（再商品化等料金）。

と定められているとともに、

③排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

となっている。

これは、家電リサイクル法においては、義務が課せられる小売業者、製造業者等は、料金の設定に当たっては、排出者の理解を得られる妥当な額を設定するよう要請されていることを意味する。ここでいう「能率的に行った場合における適正な原価」とは、実際に個々の小売業者、製造業者等が義務履行に要した費用を指すのではなく、いわば理想的な形で義務履行した場合のかかり得る費用を指すものである。

この「適正な原価」を著しく超えた高い料金を請求している小売業者、製造業者等については、主務大臣による料金の変更勧告や措置命令の対象となる。また、小売業者、製造業者等が措置命令に違反した場合、50万円以下の罰金に処せられる。
(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(販売店の指導)

問609 収集運搬料金が非常に高いが、その販売店を指導しないのか。

答609 適正な原価を著しく超えた高い料金を請求している場合、国から料金の変更勧告や措置命令の対象となる場合がある。

もしこの変更勧告や措置命令が出され、正当な理由なくこれに従わない場合は、罰金(50万円以下)に処せられる。(平13.2S市家電リサイクルQ & A)

(役割分担)

問610 家電リサイクル法の役割分担とは。

答610 事業者は、リサイクルの体制を整備・構築する。また、環境負荷の少ない(廃棄物が少なくリサイクルし易い)製品設計を行うよう、企業の取組みを進める。

一方、排出者は廃棄をすることから、その適正な資源化をするために、適切に事業者側に引渡し、必要な費用を負担する。

関係者	分担	根拠
排出者	<ul style="list-style-type: none"> ●費用負担(「収集運搬料金」と「リサイクル料金」) 使用した廃家電を廃棄するにあたり、その処理のための費用を負担する。 ●排出抑制 製品の長期間使用により排出抑制に努める。 	法第6条
事業者 販売店	<ul style="list-style-type: none"> ●「収集」 消費者から引き取り、製造業者に引き渡す。 ●排出抑制努力 <ul style="list-style-type: none"> ・修理に関する情報を提供する。 ・自らも修理サービスを提供する。 	法第9～11条ほか 法第5条 基本方針2
	<p>【収集運搬料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収集運搬を能率的に行った場合の適正な原価を勘案して定めること。 ○予め公表(店頭などで掲示)すること。 	法第13条～16条
	<p>《勧告・指導》</p> <p>販売店への指導や勧告は、経済産業大臣の権限である。</p>	法第14条

事業者	製造業者	<ul style="list-style-type: none"> ●「再商品化」 廃家電のリサイクルを実施する。 ●排出抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・耐久性の向上、修理体制の充実を図る。 ・設計、部品や原材料の選択を工夫し、リサイクルしやすい設計としていく。 	法第18条ほか 法第4条 基本方針2
		<p>【再商品化料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再商品化を能率的に行った場合の適正な原価以下である（上回らない）こと。 ○予め公表（新聞で）すること。 	法第19条、 20条 省令第8条
		<p>《勧告・指導》</p> <p>製造業者への指導や勧告は、経済産業大臣の権限である。</p>	法第21条

（市民が全体として税金負担するのではなく、「廃棄する人」が「廃棄する量」に応じて負担する。）（平13.2S市家電リサイクルの手引き）

（費用負担のメリット）

問611 排出者が費用負担することで、市民にメリットがあるのか。

答611 これまで、家庭から排出される廃家電は自治体が結局埋立てしていた。埋立てによる弊害として、土地の確保や環境影響がないよう埋立て後も継続して監視していくことにより、経費が継続してかかる。これは、我々の次の世代が負担することになる。

また、ごみに係る経費は現在、「市税」や「国税等を財源として市に入る交付金」で賄っている。年に3台も4台も家電を排出する人も、数年に1度しか出さない人もいるが、税金等で賄われていると、個人の「資源を大切に使う行為」が個人の負担に反映できないという側面がある。

その製品を使って廃棄するという行為について、廃棄する人は応分の負担をして、関係業界がリサイクルや収集の負担をするという役割を担うことになる。

この法律では、廃棄されるもののリサイクルだけでなく、製造業者が製品を製造する段階で、長期使用に耐える製品や、ごみとなった場合にも環境に負荷を与えず資源化しやすい商品を開発していくよう促す目的もある。また、法に基づき定められた国の基本方針では、製造業者や販売業者が製品の修理体制を整備する努力をするよう明記している。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

第7節 小売業者

（小売業者の定義）

問612 誰が小売業者となるのか。

答612 この法律での小売業者は最終消費者に特定家庭用機器を販売する者である。特定家庭用機器を販売する者に販売するいわゆる卸売業者は含まれない。ただし、商業